

せきぐち

Subject: 関口よりのメモ

<p>しょうがいしゃ 障害者</p> <p>きほんほう 基本法</p>	<p>きほんてきせいかく 基本的性格</p>	<p>きほんほう せいかく かんが 1、基本法の性格をどう考えるか</p> <p>「しさく きやくたい けんり しゅたい （「施策の客體」から「権利の主體」へ</p> <p>てんかん かんてん せいかく い の轉換という観点から、その性格をどう位</p> <p>ち じゅうらい 置づけるのか、従来の</p> <p>ふくしかんれんしさくいっばん かん ふくしりっぼう 福祉関連施策一般に関する福祉立法と</p> <p>いち せつきょくてき じんけん いう位置づけから、より積極的に、人権の</p> <p>じっこうてきほしょう ひつよう ひろ 実効的保障とそのために必要なより広い</p> <p>ぶんや しょしさく ほうかつ けんりほう 分野における諸施策を包括する権利法と</p> <p>てんかん ひつよう いったものに轉換する必要があるのではない か)</p> <p>せきぐちいけん しょうがいしゃけんりじょうやく 関口意見：障害者権利条約が</p> <p>じんけんじょうやく かんが にんげん 人権条約であることに鑑み人間の</p> <p>そんげん そんちょう じんけん じっこうてきほしょう 尊厳の尊重と人権の実効的保障</p> <p>たんぼ を担保するものであるべきである。</p>
	<p>しょうがい ていぎ 障害の定義</p>	<p>じょうやく しょうがい がいねん 1、条約における障害の概念をどう</p> <p>はんえい 反映・ウせるのか</p> <p>しょうがい たいどおよ かんきょう しょうへき （障害が態度及び環境の障壁との</p>

そうごさよう しょう かんてん  
相互作用から生じるという観点)

せきぐちいけん げんこうせいしんほけんふくしほう  
関口意見：現行精神保健福祉法の

てちょう はんていきじゅん きのうしょうがい  
手帳の判定基準は機能障害(インペア

のうりよくしょうがい こじん  
メンツ)と能力障害であり、いずれも個人

きちやく はんだんきじゅん  
に帰着させられる判断基準である。3. と

かんれん あらた  
も関連するが改めるべきである。

きほんほう きほんてきせいかく かんれんせい  
2、基本法の基本的性格との関連性につ

かんが  
いてどう考えるか

せきぐちいけん じょうやく さいていげん きじゅん  
関口意見：条約は最低限の基準を

しめ こくないほう ひろ すきま  
示しているのだから、国内法でより広い隙間

ていぎ もち  
のない定義を用いるべきである。

こべつりっぽう かんけい てちょうせいど  
3、個別立法との関係(手帳制度)につ

かんが  
いてどう考えるか

せきぐちいけん ちてき きゅう せいしん きゅう  
関口意見：知的3級、精神3級の

じゅうふくしょうがい きゅう きゅうふ  
重複障害でも、3級までの給付しか

う げんこうせいど あらた  
受けられない現行制度は改めるべきである。

かくしょうがいしゅべつ てちょう かんが  
各障害種別の手帳というのも考え

なお  
直すべきかもしれない。

<p>さべつ ていぎ 差別の定義</p>	<p>さべつ ていぎ きてい 1、差別の定義を規定するか</p> <p>せきぐちいけん きてい 関 口 意 見：規定すべきである。</p> <p>きてい ばあい さべつ るいけい るいけい 2、規定する場合の差別の類 型（3類 型）に</p> <p>かんが ついてどう 考 えるか</p> <p>せっきょくてきさべつぜせいそち げんきゅう 3、積極的差別是正措置への言 及 につい</p> <p>かんが てどう 考 えるか</p> <p>せきぐちいけん べいこく 関 口 意 見：米 国におけるアファーマティブア</p> <p>は こうか そうき クシヨンの果たした効果を想起すべきである</p>
<p>きほんてきじんけん 基本的人権の</p> <p>かくにん 確認</p>	<p>げんこうきてい ほか めいぶん お 1、現行規定の他に明文で置くべき</p> <p>そうそくてきじんけんきてい 総 則 的 人 権 規 定 は あ る か</p> <p>せきぐちいけん じんしん じゅう 関 口 意 見：人 身 の自由</p> <p>じこけつてい けんり さい たようせい 2、自己決定の権利と差違や多様性の</p> <p>そんちょう 尊 重 につい て は どう か</p> <p>せきぐちいけん かしそうたいしゆぎ もと 関 口 意 見：価 値 相 対 主 義 に 基 づく</p> <p>じこけつてい けんり さい たようせい そんちょう 自 己 決 定 の 権 利 と 差 異 や 多 様 性 の 尊 重 は</p> <p>か こ 書 き 込 ま れ な け れ ば な ら ない。</p> <p>ちいきしゃかい せいかつ いとな けんり 3、地 域 社 会 で 生 活 を 営 む 権 利 に つ い て</p>

	<p>かどうか</p> <p>せきぐちいけん けんり じつげん ぎむ くに 関 口 意 見：権 利 を 実 現 する 義 務 は 国 に ある。</p> <p>しゅわげんごおよ かん 4、手 話 言 語 及 び コ ミ ュ ニ ケー シ ョ ン に 関 する</p> <p>けんり 権 利 に つ い て は ど う か</p>
<p>しょうがいしゃ 障 害 者 に</p> <p>かんするきほんてき 関 する 基 本 的</p> <p>しさく 施 策</p>	<p>げんこうきてい かいかく こうもく かんけい 1、現 行 規 定 と 改 革 17 項 目 と の 関 係 に</p> <p>かんが つ い て ど う 考 え る か</p> <p>せきぐちいけん たいおう けんとう も 関 口 意 見：対 応 を 検 討 し 漏 れ の な い よ う に す べ き で あ る。</p> <p>げんこうきてい けんり かくにん かんてん 2、現 行 規 定 を 権 利 の 確 認 と い う 観 点 か</p> <p>みなお ひつようせい うむ ら 見 直 し する 必 要 性 の 有 無</p> <p>せきぐちいけん あり 関 口 意 見：有</p> <p>せいじさんか しさく くわ 3、政 治 参 加 の 施 策 を 加 え る べ き か ど う か</p> <p>しほうさんか しさく くわ 4、司 法 参 加 の 施 策 を 加 え る べ き か ど う か</p> <p>せきぐちいけん ぐたいてき きてい 関 口 意 見：3. 4. に つ い て は 具 体 的 な 規 定</p> <p>ひつよう かんが が 必 要 と 考 え る。</p> <p>さべつきんし ほうせいど かくりつ しさく くわ 5、差 別 禁 止 の 法 制 度 の 確 立 と 施 策 を 加 え る べ き か ど う か</p> <p>ぎやくたいぼうし ほうせいど かくりつ しさく 6、虐 待 防 止 の 法 制 度 の 確 立 と 施 策 を</p> <p>くわ 加 え る べ き か ど う か</p>

	<p>せきぐちいけん こべつほう せいてい 関 口 意 見：5. 6. については個別法の制 定</p> <p>む りねんじょうこう に向けた理念 条 項 でもよい。</p> <p>しょうがいじ しさく くわ 7、障 害 児 の施策を加えるべきかどうか</p> <p>なんびょう しさく くわ 8、難 病 についての施策を加えるべきかど か</p> <p>せきぐちいけん くわ 関 口 意 見：7. 8. については加えるべきであ る。</p>
<p>モニタリング</p>	<p>じょうやくだい じょう そくしん じっし 1、条 約 第 3 3 条「促 進（実施）」と</p> <p>ほご きゅうさい かんし きかん す わ 「保護（救 済）」と「監視」の3 機 関 の棲み分け</p> <p>かんが に ついてどう 考 えるか</p> <p>せきぐちいけん ほご きゅうさい かんし 関 口 意 見：「保護（救 済）」と「監視」は</p> <p>きかん いちげんか べつの機 関 に一 元 化 すべき。</p> <p>かんてん 2、スクラップ・アンド・ビルドの観 点 から</p> <p>げんちゅうしょうきょう みなお そくしん じっし 現 中 障 協 を見 直 し、「促 進（実施）」</p> <p>かんし きかん ばっぼんかいせい および 「監視」機 関 に抜 本 改 正 するの か。</p> <p>そくしん じっし きかん とど それとも、「促 進（実施）」のた めの機 関 に留め、</p> <p>かんし きかん べっこ 「監視」機 関 は別 個 にす べきか</p> <p>せきぐちいけん かんしきかん べっこ 関 口 意 見：監視機 関 は別 個 にす べき</p> <p>かんし きかん ばっぼんかいせい ばあい 3、「監視」機 関 に抜 本 改 正 する とした場合</p>

	<p>けんげん かんが の権限についてどう考えるか</p> <p>どくりつせい たんぽ 4、独立性をどう担保するか</p> <p>せきぐちいけん げんこう 関口意見：3. 4. については、現行の</p> <p>こうせいとりひきいんかい かんが 公正取引委員会のようなものが考えられる。</p>
<p>た その他</p>	<p>せきぐちいけん けっかくじょうこう さべつりっぼう 関口意見：欠格条項と差別立法の</p> <p>あらだ 洗い出し。</p> <p>いりょうかんさつほう とりわけ、医療観察法と</p> <p>せいしんほけんふくしほう かいはい ひっす 精神保健福祉法の改廃は必須である。</p>